

令和 7 年 6 月

太 田 市 議 会 定 例 会 議 案

目 次

番号	議案番号	件名	ページ
1	報告第 1 号	令和 6 年度太田市一般会計継続費繰越計算書について	1
2	報告第 2 号	令和 6 年度太田市一般会計繰越明許費繰越計算書について	3
3	報告第 3 号	令和 6 年度太田市八王子山墓園特別会計繰越明許費繰越計算書について	9
4	報告第 4 号	令和 6 年度太田市下水道事業等会計予算の繰越しについて	1 1
5	議案第 6 6 号	太田市監査委員選任の同意について	1 3
6	議案第 6 7 号	太田市固定資産評価審査委員会委員選任の同意について	1 4
7	議案第 6 8 号	太田市市税条例の一部改正について	1 5
8	議案第 6 9 号	太田市議会議員及び太田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について	2 1
9	議案第 7 0 号	太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	2 2
1 0	議案第 7 1 号	太田市体育施設条例の一部改正について	2 3
1 1	議案第 7 2 号	太田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	2 5
1 2	議案第 7 3 号	太田市放課後児童クラブ条例の一部改正について	3 9
1 3	議案第 7 4 号	財産の取得について（災害対応特殊消防ポンプ自動車 C D - I 型）	4 0
1 4	議案第 7 5 号	財産の取得について（高規格救急自動車）	4 3
1 5	議案第 7 6 号	財産の取得について（災害対応特殊救急自動車）	4 5
1 6	議案第 7 7 号	市道路線の廃止及び認定について	4 7 (別冊)

番号	議 案 番 号	件 名	ページ
1 7	議案第 7 8 号	太田市新田文化会館・総合体育館外壁防水ほか 改修工事請負契約の変更について	5 0

報告第1号

令和6年度太田市一般会計継続費繰越計算書について

令和6年度太田市一般会計継続費令和6年度年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち支出を終わらなかったものにつき、次のとおり逡次繰越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、報告する。

令和7年6月13日提出

太田市長 穂 積 昌 信

令和6年度太田市一般会計継続費繰越計算書（別紙のとおり）

令和6年度太田市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和6年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残 額	翌年度 繰越繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前年度 繰越繰越額	計				繰越金	国県 支出金	地方債	その他
2款 総務費	2項 文化振興費	新田文化会館・総合体 育館改修事業	円 1,088,630,000	円 184,090,000	円	円 184,090,000	円 99,666,600	円 84,423,400	円 84,423,400	円 29,523,400	円	円 54,900,000	円
4款 衛生費	2項 清掃費	第一・第二クリーンセ ンター施設整備事業	304,054,000	7,329,000		7,329,000	4,224,000	3,105,000	3,105,000	3,105,000			
8款 土木費	5項 住宅費	市内公営住宅集約促進 事業（鳥之郷市営住宅2 期）	210,199,000	2,320,000		2,320,000	1,188,000	1,132,000	1,132,000	1,132,000			
合 計			1,602,883,000	193,739,000		193,739,000	105,078,600	88,660,400	88,660,400	33,760,400		54,900,000	

報告第2号

令和6年度太田市一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和6年度太田市一般会計の繰越明許費に係る経費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、報告する。

令和7年6月13日提出

太田市長 穂 積 昌 信

令和6年度太田市一般会計繰越明許費繰越計算書（別紙のとおり）

令和6年度太田市一般会計繰越明許費繰越計算書

No. 1

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			説明
					既収入 特定財源	未収入特定財源	一般財源	
2款 総務費	1項 総務管理費	本庁舎設備等保全事業	円 30,258,000	円 30,258,000	円	円	円 30,258,000	適正な工期を確保するため
2款 総務費	2項 文化振興費	おおた芸術学校空調改修事業	2,761,000	2,761,000			2,761,000	適正な工期を確保するため
3款 民生費	1項 社会福祉費	旧フードバンクおおた整備事業	880,000	880,000			880,000	適正な事業期間を確保するため
3款 民生費	1項 社会福祉費	重点支援地方交付金低所得世帯支援事業	127,211,000	127,211,000		国庫支出金 127,211,000		適正な事業期間を確保するため
3款 民生費	1項 社会福祉費	社会福祉施設等施設整備費補助金	8,100,000	8,100,000			8,100,000	適正な事業期間を確保するため
3款 民生費	2項 児童福祉費	放課後児童クラブ整備事業	3,470,000	3,470,000			3,470,000	適正な工期を確保するため
3款 民生費	3項 高齢者福祉費	物価高騰対策支援金	14,498,000	14,498,000			14,498,000	適正な事業期間を確保するため
6款 農林水産業費	1項 農業費	畜産・酪農収益力強化事業	26,643,000	26,643,000		県支出金 26,643,000		適正な事業期間を確保するため

令和6年度太田市一般会計繰越明許費繰越計算書

No. 2

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			説明
					既収入 特定財源	未収入特定財源	一般財源	
6款 農林水 産業費	1項 農業費	土地改良推進事業	円 4,638,000	円 4,637,500	円	円	円 4,637,500	適正な工期を確保するため
6款 農林水 産業費	1項 農業費	ため池緊急防災減災事業	39,000,000	39,000,000		県支出金 32,000,000	7,000,000	適正な工期を確保するため
6款 農林水 産業費	1項 農業費	県営経営体育成基盤整備事業	17,500,000	17,500,000			17,500,000	適正な工期を確保するため
6款 農林水 産業費	1項 農業費	小規模農村整備事業	23,563,000	23,563,000		県支出金 3,635,660 地方債 5,400,000	14,527,340	適正な工期を確保するため
6款 農林水 産業費	1項 農業費	農地防災施設管理事業	9,217,000	9,217,000		県支出金 5,443,500 地方債 1,400,000	2,373,500	適正な工期を確保するため
7款 商工費	1項 商工費	デジタル地域通貨発行事業	230,273,000	230,272,174	230,272,174			適正な事業期間を確保するため
7款 商工費	1項 商工費	デジタル地域通貨普及事業	74,250,000	74,249,657	61,222,253	国庫支出金 13,027,404		適正な事業期間を確保するため
7款 商工費	1項 商工費	賃上げ促進支援金事業	100,000,000	100,000,000		国庫支出金 100,000,000		適正な事業期間を確保するため

令和6年度太田市一般会計繰越明許費繰越計算書

No. 3

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
					既収入 特定財源	未収入特定財源	一般財源	
8款 土木費	2項 道路橋りょう費	道路新設改良事業	円 130,355,000	円 130,354,700	円	円 地方債 96,300,000	円 34,054,700	事業に不測の日数を要したため
8款 土木費	2項 道路橋りょう費	幹線道路整備事業	4,620,000	4,620,000			4,620,000	適正な工期を確保するため
8款 土木費	3項 河川費	河川水路新設改良事業	138,756,000	138,755,200		地方債 132,200,000	6,555,200	適正な工期を確保するため
8款 土木費	4項 都市計画費	太田駅周辺土地地区画整理事業	125,522,000	125,521,600		国庫支出金 6,980,000 地方債 6,900,000	111,641,600	事業に不測の日数を要したため
8款 土木費	4項 都市計画費	公園トイレ改修事業	65,895,000	30,557,890			30,557,890	適正な工期を確保するため
8款 土木費	4項 都市計画費	西本町藤阿久線植樹樹造成事業	1,903,000	1,903,000			1,903,000	適正な工期を確保するため
8款 土木費	4項 都市計画費	公園トイレ改修事業(その2)	8,910,000	8,910,000			8,910,000	適正な工期を確保するため
8款 土木費	4項 都市計画費	北部運動公園整備事業	163,867,000	93,513,000	44,223,000		49,290,000	適正な工期を確保するため

令和6年度太田市一般会計繰越明許費繰越計算書

No. 4

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			説明
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源	
8款 土木費	4項 都市計画費	備前島公園拡張事業	円 33,396,000	円 33,396,000	円	円	円 33,396,000	適正な工期を確保するため
8款 土木費	4項 都市計画費	宝泉南部土地区画整理事業	140,245,000	140,244,148		地方債 71,000,000	69,244,148	事業に不測の日数を要したため
8款 土木費	4項 都市計画費	尾島東部土地区画整理事業	4,200,000	4,200,000		国庫支出金 2,100,000	2,100,000	事業に不測の日数を要したため
9款 消防費	1項 消防費	消防団車庫詰所整備事業	5,557,000	5,557,000			5,557,000	適正な事業期間を確保するため
10款 教育費	2項 小学校費	小学校プール塗装事業	9,661,000	9,660,800			9,660,800	適正な工期を確保するため
10款 教育費	3項 中学校費	西中学校外壁補修事業	7,960,000	7,960,000			7,960,000	適正な工期を確保するため
10款 教育費	6項 社会教育費	尾島生涯学習センター保全(改修)事業	2,585,000	2,585,000			2,585,000	適正な工期を確保するため
10款 教育費	6項 社会教育費	学習文化センター自動火災報知設備改修事業	2,634,000	2,633,400			2,633,400	適正な工期を確保するため

令和6年度太田市一般会計繰越明許費繰越計算書

No. 5

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			説明
					既収入 特定財源	未収入特定財源	一般財源	
10款 教育費	6項 社会教育費	金山の森キャンプ場整備事業	円 24,519,000	円 24,519,000	円	円	円 24,519,000	適正な工期を確保するため
10款 教育費	7項 保健体育費	スポーツ施設トイレ改修事業	69,305,000	69,305,000		地方債 50,100,000	19,205,000	適正な工期を確保するため
10款 教育費	7項 保健体育費	弓道場建設事業	122,035,000	77,023,000		地方債 56,900,000	20,123,000	適正な工期を確保するため
10款 教育費	7項 保健体育費	運動公園児童遊園整備事業	6,929,000	6,306,400			6,306,400	適正な工期を確保するため
10款 教育費	7項 保健体育費	旭小学校給食室建設事業	285,193,000	285,193,000		国庫支出金 34,843,000 地方債 173,100,000	77,250,000	適正な工期を確保するため
合 計			2,066,309,000	1,914,978,469	335,717,427	国庫支出金 284,161,404 県支出金 67,722,160 地方債 593,300,000 計 945,183,564	634,077,478	

報告第3号

令和6年度太田市八王子山墓園特別会計繰越明許費繰越計算書について

令和6年度太田市八王子山墓園特別会計の繰越明許費に係る経費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、報告する。

令和7年6月13日提出

太田市長 穂 積 昌 信

令和6年度太田市八王子山墓園特別会計繰越明許費繰越計算書（別紙のとおり）

令和6年度太田市八王子山墓園特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			説明
					既収入 特定財源	未収入特定財源	一般財源	
2款 事業費	1項 墓園費	八王子山公園墓地整備事業	円 297,900,000	円 204,954,400	円	円 地方債 199,900,000	円 5,054,400	適正な工期を確保するため
合 計			297,900,000	204,954,400		地方債 199,900,000	5,054,400	

報告第4号

令和6年度太田市下水道事業等会計予算の繰越しについて
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、下水道事業等会計予算の繰越額の使用に関する計画について、次のとおり報告する。

令和7年6月13日提出

太田市長 穂 積 昌 信

令和6年度太田市下水道事業等会計予算繰越計算書（別紙のとおり）

令和6年度太田市下水道事業等会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国 県 支出金	企 業 債	当 年 度 損 益 勘 定 金 留 保 資 金			
1款	1項		円	円	円	円	円	円	円	円	
公共下水道事業資本的支出	公共下水道施設費	管渠整備事業	749,431,000	574,717,000	174,714,000	5,040,000	129,500,000	40,174,000			地元、関連部局との協議に不測の日数を要したため
1款	1項										
公共下水道事業資本的支出	公共下水道施設費	終末処理場建設事業	64,210,000	43,970,000	20,240,000	10,120,000		10,120,000			地元、関連部局との協議に不測の日数を要したため
合 計			813,641,000	618,687,000	194,954,000	15,160,000	129,500,000	50,294,000			

議案第66号

太田市監査委員選任の同意について

次の者を太田市監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年6月13日提出

太田市長 穂 積 昌 信

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第 6 7 号

太田市固定資産評価審査委員会委員選任の同意について

次の者を太田市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法(昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号)第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

太田市長 穂 積 昌 信

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第 68 号

太田市市税条例の一部改正について
太田市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 13 日提出

太田市長 穂 積 昌 信

太田市市税条例の一部を改正する条例

太田市市税条例（平成 17 年太田市条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 18 条の 3 中「地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 34 条の 2 中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「若しくは法第 314 条の 2 第 4 項」を「、法第 314 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条

の3の3第1項において同じ。) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。)」の次に「若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第92条第1号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第92条第1号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをも

って紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日
- (2) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の太田市市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について

提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、太田市市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 太田市市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこ

をいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第69号

太田市議会議員及び太田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について

太田市議会議員及び太田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年6月13日提出

太田市長 穂 積 昌 信

太田市議会議員及び太田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

太田市議会議員及び太田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成17年太田市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第6条及び第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条第1号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同条第2号中「28円35銭」を「30円73銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第70号

太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年6月13日提出

太田市長 穂 積 昌 信

太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年太田市条例第62号)の一部を次のように改正する。

別表第1選挙長の項中「11,000円」を「13,000円」に改め、同表投票管理者の項中「13,000円」を「15,000円」に改め、同表期日前投票管理者の項中「12,000円」を「13,000円」に改め、同表開票管理者の項中「11,000円」を「13,000円」に改め、同表投票立会人の部中「12,000円」を「13,000円」に、「6,000円」を「6,500円」に改め、同表期日前投票立会人の部中「10,000円」を「11,000円」に、「5,000円」を「5,500円」に改め、同表開票立会人の項及び選挙立会人の項中「9,000円」を「11,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 1 号

太田市体育施設条例の一部改正について
太田市体育施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

太田市長 穂 積 昌 信

太田市体育施設条例の一部を改正する条例
太田市体育施設条例（平成 1 7 年太田市条例第 1 4 4 号）の一部を
次のように改正する。

別表第 1 太田体育施設の部太田市武道館の項の次に次のように加
える。

太田市弓道場	太田市東本町 5 3 番 3 0 号
--------	--------------------

別表第 2 中 「(3) 太田市武道館
ア 武道館」を「(3) 太田市武道館」に、

「イ 弓道場

区分		入場料を 徴収しな い場合	入場料を徴 収する場合	備考
専用利用	1 時間	900 円	2,700 円	照明料は、1 時間につき 200 円とする。
定期	高校生以下	2,000 円		(ア) 1 人 1 年(4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までと し、1 年未満のときも 1 年とみなす。)につき (イ) 照明料を含む。
	その他の者	4,000 円		

(4) 太田市運動公園競技施設

を

「(4) 太田市弓道場

区分			入場料を 徴収しな い場合	入場料を徴 収する場合	備考
専用利	近的	1 時間	1,000 円	3,000 円	照明料は、1 時間につき 200 円とする。

用	遠的	1 時間	300 円	900 円	照明料は、1 時間につき 100 円とする。
個人	高校生以下		150 円		1 回につき 照明料を含む。
	その他の者		300 円		
定期	高校生以下		2, 000 円		(ア) 1 人 1 年 (4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、1 年未満のときも 1 年とみなす。) につき (イ) 照明料を含む。
	その他の者		4, 000 円		

(5) 太田市運動公園競技施設

に、「(5) 太田市第 2 サッカー・ラグビー場」を「(6) 太田市第 2 サッカー・ラグビー場」に、「(6) 太田市サン・スポーツランド」を「(7) 太田市サン・スポーツランド」に、「(7) 太田市渡良瀬スポーツ広場」を「(8) 太田市渡良瀬スポーツ広場」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第 7 2 号

太田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

太田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

太田市長 穂 積 昌 信

太田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 2 0 条）

第 2 章 乳児等通園支援事業

第 1 節 通則（第 2 1 条）

第 2 節 一般型乳児等通園支援事業（第 2 2 条—第 2 5 条）

第 3 節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第 2 6 条・第 2 7 条）

第 3 章 雑則（第 2 8 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 3 4 条の 1 6 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(最低基準の目的)

第3条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 市長は、太田市子ども・子育て会議の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければな

らない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要

な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症

の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければな

らない。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を

除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びウの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
--	-----	---

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設け

られ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども

園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）
（準用）

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雑則

（電磁的記録）

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うこ

とができる。

附 則

この条例は、令和7年8月1日から施行する。

議案第 73 号

太田市放課後児童クラブ条例の一部改正について
太田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

令和 7 年 6 月 13 日提出

太田市長 穂 積 昌 信

太田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例
太田市放課後児童クラブ条例（平成 17 年太田市条例第 155 号）
の一部を次のように改正する。

別表太田市藪塚本町南第 2 放課後児童クラブの項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

議案第 7 4 号

財産の取得について

次のとおり災害対応特殊消防ポンプ自動車を取得するものとする。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

太田市長 穂 積 昌 信

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 取 得 財 産 | 災害対応特殊消防ポンプ自動車 C D - I 型
1 台 |
| 2 | 取 得 の 目 的 | 消防業務の充実強化を図るため |
| 3 | 取得予定価格 | 5 8 , 7 4 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 取 得 の 方 法 | 指名競争入札 |
| 5 | 契約の相手方 | 東京都港区芝五丁目 3 6 番 7 号三田ベルジュビ
ル 1 9 階
株式会社モリタ東京支店
支店長 山 北 忠 司 |

財産の取得について附属資料

1 取得財産の概要

3トン級消防自動車（日野デュトロ）、ダブルキャブ5人乗りハイルーフ仕様で、消火活動に必要なポンプを搭載し、電動アシストホースカー、手動巻き取り式吸管等、各種消防資機材を搭載する。

全 長：5,800mm程度（艤装完了）

全 幅：2,000mm程度（艤装完了）

全 高：3,000mm程度（艤装完了）

ホイールベース：2,500mm以上3,000mm以下

エンジン型式：N04C（直列4気筒直接噴射式）

エンジン出力（最高）：150PS

総排気量：4.009L

駆動方式：四輪駆動方式

変速装置：5速MT

放水圧力：0.85MPaにおいて放水量毎分2.0m³以上

2 契約履行期間

契約締結の日から

令和8年3月31日まで

3 配置先

東部消防署

4 指名競争入札指名業者

ジーエムいちはら工業株式会社（予定価格超過）

株式会社モリタ東京支店

温井自動車工業株式会社（予定価格超過）

株式会社佐藤工業所

小池株式会社（予定価格超過）

株式会社河田自動車（辞退）

株式会社ナカムラ消防化学東京営業所（予定価格超過）

日本機械工業株式会社本社営業部（予定価格超過）

長野ポンプ株式会社東京営業所（予定価格超過）

議案第75号

財産の取得について

次のとおり高規格救急自動車を取得するものとする。

令和7年6月13日提出

太田市長 穂 積 昌 信

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得財産 | 高規格救急自動車 1台 |
| 2 | 取得の目的 | 救急業務の充実強化を図るため |
| 3 | 取得予定価格 | 37,521,000円 |
| 4 | 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 5 | 契約の相手方 | 群馬県高崎市緑町四丁目1番地1
群馬トヨタ自動車株式会社
新車部 法人グループ
責任者 狩 野 俊 貴 |

財産の取得について附属資料

1 取得財産の概要

高規格救急自動車に、高度救命処置用資機材（気道確保用資機材、呼吸・循環管理用資機材、半自動式除細動器、血中酸素飽和度測定器、電動式心肺人工蘇生器、心電図伝送装置、心電計等）を搭載する。

2 契約履行期間

契約締結の日から

令和8年3月31日まで

3 配置先

東部消防署

4 指名競争入札指名業者

群馬トヨタ自動車株式会社新車部法人グループ

群馬日産自動車株式会社

議案第76号

財産の取得について

次のとおり災害対応特殊救急自動車を取得するものとする。

令和7年6月13日提出

太田市長 穂 積 昌 信

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得財産 | 災害対応特殊救急自動車 1台 |
| 2 | 取得の目的 | 救急業務の充実強化を図るため |
| 3 | 取得予定価格 | 37,642,000円 |
| 4 | 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 5 | 契約の相手方 | 群馬県高崎市緑町四丁目1番地1
群馬トヨタ自動車株式会社
新車部 法人グループ
責任者 狩 野 俊 貴 |

財産の取得について附属資料

1 取得財産の概要

災害対応特殊救急自動車に、高度救命処置用資機材（気道確保用資機材、呼吸・循環管理用資機材、半自動式除細動器、血中酸素飽和度測定器、電動式心肺人工蘇生器、心電図伝送装置、心電計等）を搭載する。

2 契約履行期間

契約締結の日から

令和8年3月31日まで

3 配置先

東部消防署九合分署

4 指名競争入札指名業者

群馬トヨタ自動車株式会社新車部法人グループ

群馬日産自動車株式会社

議案第 77 号

市道路線の廃止及び認定について

市道路線を次のとおり廃止し、及び認定したいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項及び第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 13 日提出

太田市長 穂 積 昌 信

廃止路線

番号	整理番号	路 線 名	起点	重要な 経過地
			終点	
1	15-16	太田東長岡焼山16号線	太田市東長岡町1350番2 地先 太田市東長岡町1344番 地先	なし
2	15-799	太田下小林大倉799号線	太田市下小林町682番1 地先 太田市下小林町682番1 地先	なし
3	22-277	新田南北277号線	太田市新田木崎町1417番2 地先 太田市新田赤堀町22番4 地先	なし
4	44-566	藪塚本町第四566号線	太田市大原町103番1 地先 太田市藪塚町3094番37 地先	なし
5	1-71	1級71号線	太田市大原町381番6 地先 太田市藪塚町3129番1 地先	なし

認定路線

番号	整理番号	路 線 名	起点	重要な 経過地
			終点	
1	14-1544	太田石橋町1554号線	太田市石橋町1030番2 地先 太田市石橋町1026番2 地先	なし
2	15-16	太田東長岡焼山16号線	太田市東長岡町1350番2 地先 太田市東長岡町1347番1 地先	なし
3	22-277	新田南北277号線	太田市新田木崎町1423番3 地先 太田市新田赤堀町22番4 地先	なし
4	44-566	藪塚本町第四566号線	太田市大原町103番1 地先 太田市山之神町54番2 地先	なし
5	1-71	1級71号線	太田市大原町381番6 地先 太田市山之神町54番2 地先	なし
6	1-91	1級91号線	太田市山之神町528番7 地先 太田市藪塚町3129番1 地先	なし

議案第 7 8 号

太田市新田文化会館・総合体育館外壁防水ほか改修工事請負契約の変更について

令和 6 年 9 月 9 日議案第 9 7 号により議決を経て締結した、太田市新田文化会館・総合体育館外壁防水ほか改修工事請負契約を次のとおり変更するものとする。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

太田市長 穂 積 昌 信

事項名	変更前	変更後
契約金額	1 8 5, 2 6 2, 0 0 0 円	2 0 6, 6 0 2, 0 0 0 円

太田市新田文化会館・総合体育館外壁防水ほか改修工事請負契約の変更について附属資料

1 変更理由

外壁全面目視及び打診検査の結果、躯体の劣化が激しく、躯体補修数量を増やす必要が生じたため、これらに係る費用について契約金額の増額変更を行うもの。

2 契約の相手方

太田市飯田町1 2 4 2 番地 2

協和建設株式会社

代表取締役 小笠原 尊 正

3 当初契約金額

1 8 5, 2 6 2, 0 0 0 円